

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案【中小企業等経営強化法】」の概要

1. 背景

- (1) 人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、人手不足など、中小企業・小規模事業者・中堅企業（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では**生産性が低迷し人材確保や事業の持続的発展に懸念**が存在。
- (2) こうした中で、中小企業・小規模事業者等が労働の供給制約等を克服し、海外展開等も含め、将来の成長を果たすべく、**生産性の向上（経営力向上）を図ることが必要**である。

2. 法律の概要

(1) 事業分野の特性に応じた支援

一 国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した**「事業分野別指針」を策定**。
個別の事業分野に知見のある者から意見を聴くなどして、中小企業・小規模事業者等の経営力向上に係るベストプラクティスを事業分野別指針に反映させていく（PDCAサイクルを確立）。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

一 中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、**顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）**について、国の認定を得ることができる。**認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。**

一 また、支援機関は、国の認定を得て、中小企業・小規模事業者等による経営力向上計画の作成・実施を支援する。（現行では、商工会議所、商工会、金融機関、士業等が支援機関となっている。）

3. 措置事項の概要

【中小企業・小規模事業者等の経営強化のための総合的な支援体制の構築】

基本方針【第3条】

事業所管大臣

事業分野別指針の策定【第12条】

- ・少子高齢化等の変化に対応する分野（例：小売、サービス等）
- ・国際競争力の強化に資する分野（例：製造業等）

認定

中小企業・小規模事業者等

経営力向上計画【第13条～第15条】

マーケティング・財務管理の高度化、人材の育成、生産性を向上させる設備投資 等

支援措置

- －固定資産税の軽減（3年間半額）
- －金融措置【第16条～第20条】 等

認定

認定経営革新等支援機関
（計画策定・実施を支援）
【第21条～第25条】

支援

※事業分野指針が策定されていない事業分野でも基本方針に基づいて申請可能とする

経営力向上の事例

サービス業における取組（例）

売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現。



製造業における取組（例）

自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現。

